

3 卸・小売・外食産業での飼料化ポイント（関係法令）

3－1 はじめに

資源循環型社会の構築が求められている中、飼料原料の大半を輸入に頼るわが国の畜産に

表 1 食品循環資源飼料化に係る関係法及びガイドライン

名称	主な関係する内容
飼料の安全性の確保及び品質 の改善に関する法律	

表 2 排出事業者としての遵守事項

項目	遵守事項	
基 本	カビの発生又は腐敗が認められるものは飼料原料として利用が禁止されています。	
飼料として提供可能な食品循環資源	外国関連施設及び陸揚げの認められていない（未検疫、未通関）の食品循環資源は飼料として利用が禁止されています。例えば、国際線の航空機や海外航路船から排出	

飼料製造事業者に
求められている責
任

【届出】

飼料製造業者は、農林水産大臣に飼料製造業者届け出を
事業開始 2

（委託先の飼料化
工場で遵守されて
いるか確認して下
さい。）

表 3 飼料化対象となる具体的な食品循環資源

業 種	分 類	具体例	飼料化対象	注意点
卸売業	商品廃棄	商品として仕入れたが小売店等に流通されなかったもの (賞味・消費期限切れ、過剰在庫、返品、外		

3－3 廃棄物処理法

排出事業者が、食品循環資源を第三者に処理費を払って飼料化を委託する場合、「生活環

許可を受けた「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」の許可業者に委託処理しなければならないとされています（法 12 条）。自己処理、委託処理とも産業廃棄物処理には、

表 4 排出事業者の遵守事項

分類	廃棄物処理 法上の分類	処分義務	排出事業者に求められている主な処理基準	備考
----	----------------	------	---------------------	----

(卸売業)、小
売業、外食産
業等から発生
する余剰食品

食 品 循 環 資 源

３－４ 食品リサイクル法

平成 12 年に食品リサイクル法が制定され、食品関連事業者に対し、食品循環資源の発生抑制と、再生利用の促進が求められています。平成 19 年に改正が行われ、業種別の目標リサイクル率の見直し、年間 100t 以上の食品関連事業者に対する定期報告義務、広域でのリサイクルを促進するために再生利用事業計画の認定制度の見直し等が行われました。

特に基本方針の中で、再生利用の方法として、飼料化は、食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）を最も有効に活用できる手段であり、飼料自給率の向上にも寄与するため、優先的に選択することが重要であるとされています。食品リサイクル法では、小売、外食業者が広域的、効率的に食品リサイクルが行われるよう、廃棄物処理法の特例がいくつか

BSEまん延防止対策

○ 飼料原料の利用規制状況（動物性油脂を除く）

主な対象品目	畜産	製造方法		
		生又は	煮	煮
ゼラチン、コラーゲン（陸産肉のもの）	ほ乳動物	○	○	○
乳、乳製品	畜産	×	×	×
卵、卵製品	鶏など	×	×	×
血液、血しょうたん白	豚・馬・鶏・畜産			
	（陸産肉のもの）			
魚粉などの魚介類由来たん白質（陸産肉のもの）	魚介類	×	○	○
チキンミール、フェザーミール（陸産肉のもの）	畜産			
加水分解たん白、濃縮骨粉（陸産肉のもの）	畜産			
骨粉、加水分解たん白、濃縮骨粉	豚（陸産肉のもの）	×	○	○
	豚・鶏・畜産			
	（陸産肉のもの）			
動物性たん白質を含む食品廃棄（肉類など）	ほ乳動物	×	○	×
	鶏、魚介類			
骨、骨粉（一定の条件で加工処理されたもの）	ほ乳動物	×	○	○
	鶏、魚介類			
	（陸産肉のもの）			

注1「牛など」には牛、綿羊、山羊及びしかが含まれる

- 2 「陸産肉のもの」とは、基準適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場製の製品のこと
- 3 「その他」に記載されたものは、動物性たん白質の規制の対象外
- 4 薬に記載されていない動物性たん白質は飼料への使用はできない（油粉、角粉、皮粉、酢酸など）

○ 動物性油脂の利用規制状況

油脂の種類	不溶性不純物含有量の基準（%以下）	牛用		豚用	養蚕用
		代用乳	その他		
特定動物性油脂	0.02	○	○	○	○
（注1）					
イエローグリース	0.15	×	×	○	○
（注2）					
豚、鶏由来	0.15	×	○	○	○
死亡牛（注3）・30日齢を超える牛のせき枝由来		×	×	×	×
回収食用油（注4）	0.02	○	○	○	○
	0.15	×	×	○	○
（注5）					
魚油（注6）	—	○	○	○	○
動物性油脂	—	○	○	○	○
その他					

- 注1 黄肉の肉から採取した脂肪由来であり、不溶性不純物0.02%以下のもの
- 2 と濃縮さ等をレンダリングして得られたもの。死亡牛及び30日齢を超える牛のせき枝が混入しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの（確認済動物性油脂）のみ飼料利用可
- 3 屠宰場へい家した牛などと屠殺場を経ない牛
- 4 飲食店等から回収された使用済の食用油（動物性油脂が混入していないことが明らかなる場合は、動物性油脂の規制対象外）。原料の種類、収率劣等が確認できる回収食用油のみ飼料利用可（確認済動物性油脂としての扱い）
- 5 牛由来油脂が混入していないことが確認できるものは飼料利用可
- 6 魚介類のみを原料として、ほ乳動物由来たん白質及び鶏きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程で製造されたもの

<別紙1>

「飼料化区分表」

飼料安全法における動物性たん白質（肉・魚類など）を含む食品残さの飼料利用にかかる留意点について

近年、資源の有効活用、飼料自給率向上等の観点から、食品残さを家畜の飼料原料とする動きが全国で展開されています。

しかしながら、飼料利用の際には、安全性に留意した適切な利用が求められています。特に「動物性たん白質を含む食品残さ」は、BSE 対策上の法的な規制があり、取り扱いに注意すべき原料もありますので、以下の表を参照の上、適切な飼料利用に努めてください。

また、下表の区分に従った注意以外にも、安全性確保上必要な事項（有害物質、病原微生物、異物混入の防止など）に、十分留意した原料や製造の管理を行ってください。

【飼料安全法の対象】……………牛、豚、めん羊、山羊、しか、鶏、うずら、みつばち及び養殖魚用の飼料が飼料安全法の適用対象です。下の区分表は、この飼料安全法の対象飼料に利用する場合の規制です。

《事業形態毎の動物性たん白質を含む食品残さ^(注)の飼料化区分表》

事業形態	事業場例	加工残さ、厨芥に該当するもの	製品に該当するもの
①食品製造業 食品小売業 (②に該当するものを除く)	- 食品製造工場、加工場 - 精肉店、鮮魚店、その他店舗内加工を行った上で小売を行う事業場（スーパー等小売店舗の当該部門を含む）	（製造加工工程からの残さ、店舗内加工に際して生じた残さ） （※）動物性たん白質は条件付きで飼料利用可能（条件は、下欄参照）	（返品・在庫品・流通過程の破損品等の製品） 飼料に利用可能（鶏・豚用飼料用途に限る）
②外食産業 (弁当・総菜等の食品小売業を含む)	- 弁当、惣菜、パン等の製造・販売店（スーパー等小売店舗の当該部門を含む。） - コンビニエンスストア - 給食センター - レストラン、旅館 - 社員食堂、学校（給食） 注：校内を取り扱っている事業場は、①と同じ扱い。	（店舗（厨房）内加工に際して生じた厨房残さ（厨芥）） 飼料に利用可能（鶏・豚用飼料用途に限る）	（返品・在庫品・流通過程の破損品等の製品、食べ残し） 飼料に利用可能（鶏・豚用飼料用途に限る）

注：この区分表の対象は、肉や魚など、ほ乳動物・家禽・魚に由来する動物性たん白質を含む食品残さです。ただし、卵及び乳のみに由来するたん白質は、全ての家畜向けの飼料原料に利用可能です。

◎動物性たん白質を含まない残さ（野菜くず、おから等）の取り扱いについて

卵及び乳のみに由来するたん白質は、野菜くず等と同じ扱いです。

- 動物性たん白質を含むものと分別して排出・収集されたもの
 - 鶏・豚・養魚用の飼料に使用できますが、牛・めん羊・山羊・しか用の飼料には使用できません。
- 動物性たん白質と完全に分離された工程（施設）の事業場から排出され、かつ、BSE 防止のために定められたガイドラインに準拠した「A 飼料」としての管理（分別管理及び表示など）がされているもの
 - 牛も含む全ての家畜用飼料に使用できます。

◎動物性たん白質（※）は、次に該当する場合に限り飼料原料として用いることができます。

分別等一定の基準を満たした上で、飼料安全法に基づく大臣確認を受けた工場（魚粉工場、豚肉骨粉工場など）で製造されること。

出典：食品残さなど利用飼料の安全性確保のためのガイドライン

参考資料 2 食品循環資源の分別保管事例

	
廃棄物置場にポスターを掲示	廃棄物置場にポスターを掲示
	
分別の様子（小売業）	分別の様子（ホテル）
	
専用保管容器 事例（小売業）	



専用保管容器 事例（ホテル）



専用保管容器 事例（小売業）



回収車両 事例

参考資料3 契約書記載事項について

廃棄物処理法上の法定契約書記載事項	食品残さなど利用飼料の安全性確保のための ガイドライン上の契約書記載事項（努力義務）
【収集運搬、処分に共通】	
1. 産業廃棄物の種類・数量	
2. 委託者が受託者に支払う料金	
3. 受託者の許可の事業の範囲	
4. 委託契約の有効期間	
5. 適正処理のために必要な情報「産業廃棄物	

参考資料4 飼料製造業者届の提出について

飼料安全法では、「製造業者」は、飼料又は飼料添加物の製造（配合及び加工を含む。）を